

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年1月20日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和3年8月10日 午後1時50分頃

2 事故発生の場所

つくば市緑ヶ原三丁目1番地

3 相手方

(1) 住所 茨城県つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方がつくば市道1010号線を東方から西方に向かって走行中に街路樹の枝が落下したことでフロントバンパーを破損させたもの

5 損害賠償額 金157,916円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金157,916円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。